
滞納整理学会の発足によせて

—滞納整理学会への期待—

滞納整理学会相談役
東京都立大学名誉教授
法学博士 兼子 仁

滞納整理の仕事は、税法はもとより憲法は言うに及ばず、民法や商法等多くの法令と関連しておりますが、最近では個人情報の保護に関する法律・条令との関連で、滞納整理における個人情報保護の視点について税務職員に研修をしてもらいたいというご依頼もございました。

個人情報保護の関係では、多くの自治体で審査会や審議会の会長をしておりますし、私の専門である自治体行政法の問題でもあります。

滞納整理をするために必要な個人情報の取扱いは、本人外収集や第三者提供である場面がどうしてもあるわけですが、しかしなお保護法制上コントロールが必要です。

たとえば、滞納整理の必要から滞納者の家族に滞納の話を伝えることは、本人の同意なしですと、法令の根拠または審議会の承認が必要です。

本人外収集の法令の根拠として国税徴収法141条2項3項があげられそうですが、これは滞納処分のための根拠にはなりえても、滞納整理となるとずばりそうだとは言にくいのではないのでしょうか。それに対して、滞納整理のための行政指導としての個人情報収集・提供の根拠規定を税条例に定めることは、いかがでしょうか。地方税法にも反しない形で税条例に滞納整理のための個人情報取扱いの特別根拠規定を起すことは、これからの研究課題の一つと思えます。

滞納整理や滞納処分にあたり、従事される職員の方々が迷うことなく粛々と仕事ができるような調査研究等を目的として発足した滞納整理学会が、その目的を達成されることを期待しております。

平成20年4月吉日